

事 務 連 絡
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び疑義応答について（周知）

標記のことについて、別添1のとおり平成25年6月26日付け事務連絡により厚生労働省健康局結核感染症課から周知依頼がありました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、本年4月1日から新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、市区町村において実施されているところですが、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日付け健発0614号第1号厚生労働省健康局長通知）に基づき取り扱うこととされたとのことです。

本ワクチンについては、その対象が児童生徒であることから、関係各位におかれては、別添2、3のQ&A等を御活用の上、適切な対応をよろしく申し上げます。なお、本Q&Aについては、厚生労働省のホームページにて公開されております。

つきましては、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対して、本事務連絡について周知をお願いします。

（別添1）

- 1 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（周知方依頼）
（平成25年6月26日付け事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課）
 - 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）
（平成25年6月14日付け健発0614号第1号厚生労働省健康局長通知）
 - 3 リーフレット「子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆さまへ」（平成25年6月版）
- 参考資料1 予防接種法の一部を改正する法律の施行等について
（平成25年3月30日付け健発0330号第1号厚生労働省健康局長通知）
- 参考資料2 予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について
（平成25年3月30日付け健発0330号第2号厚生労働省健康局長通知）

（別添2）子宮頸がん予防ワクチンQ&A

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/qa_shikyukeigan_vaccine.html

（別添3）子宮頸がん予防ワクチン接種の「積極的な接種勧奨の差し控え」についてのQ&A

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/qa_hpv.html

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健指導係

TEL：03-5253-4111(代)（内線2918）